

受益証券等の直接募集等に関する規則の一部改正

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">受益証券等の直接募集等に関する規則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第5条 正会員の役職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1)～(2) (略) (3) 顧客に対して損失の全部又は一部を負担することを約して勧誘し、又は<u>実行</u>する行為 (4) 顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘し、又は<u>実行</u>する行為 (5)～(13) (略)</p> <p>第6条～第10条 (略)</p> <p>(投資信託の損益の通知)</p> <p>第10条の2 正会員は、振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託(委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいう。以下この条において同じ。)について、細則の定めるところにより顧客に当該投資信託に係る損益(細則において「トータルリターン」という。)を、<u>直接又は金融商品仲介業者(定款第4条第1項第1号に掲げる金融商品仲介業者をいう。以下同じ。)を通じて</u>通知しなければならない。</p> | <p style="text-align: center;">受益証券等の直接募集等に関する規則</p> <p>第1条～第4条 (同 左)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第5条 正会員の役職員は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1)～(2) (同 左) (3) 顧客に対して損失の全部又は一部を負担することを約して勧誘する行為 (4) 顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為 (5)～(13) (同 左)</p> <p>第6条～第10条 (同 左)</p> <p>(投資信託の損益の通知)</p> <p>第10条の2 正会員は、振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託(委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいう。以下この条において同じ。)について、細則の定めるところにより顧客に当該投資信託に係る損益(細則において「トータルリターン」という。)を通知しなければならない。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第 11 条 (略)</p> <p>(金銭の分別管理)</p> <p>第 12 条 投資信託委託会社等会員は、顧客から預託を受けた金銭(金融商品仲介業者の顧客が当該会員に預託した金銭を含む。以下同じ。)について金商法第43条の2第2項に規定する方法に準じた方法及び受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則に基づき、自己の財産と分別して保管しなければならないものとする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>第 11 条 (同 左)</p> <p>(金銭の分別管理)</p> <p>第 12 条 投資信託委託会社等会員は、顧客から預託を受けた金銭について金商法第43条の2第2項に規定する方法に準じた方法及び受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則に基づき、自己の財産と分別して保管しなければならないものとする。</p> <p>2 (同 左)</p> |
| <p>第 13 条 (略)</p> <p>(営業役職員の届出等)</p> <p>第 14 条 正会員は、新たに役職員を直接募集等の業務に従事させる場合には、当該役職員の氏名、生年月日並びに当該業務に従事させる日を、細則に定める様式により、<u>投信協会届出管理システム</u>による方法で事前に本会に届け出なければならない。</p> <p>ただし、新たに直接募集等の業務に従事させる者が日本証券業協会が定める協会の外務員の資格、登録等に関する規則(以下「日証協外務員規則」という。) <u>第4条に掲げる外務員資格の要件を有する場合</u>には、当該役職員の名簿(氏名、生年月日及び外務員の職務に従事することができることとなった日が記載されているものとする。)等の添付をもって、当該届出事項の記載に代えることができるものとし、この場合においては、当該役職員が外務員の職務に従事することができることとなった後、速やかに届け出るものとする。</p> | <p>第 13 条 (同 左)</p> <p>(営業役職員の届出等)</p> <p>第 14 条 正会員は、新たに役職員を直接募集等の業務に従事させる場合には、当該役職員の氏名、生年月日並びに当該業務に従事させる日を、細則に定める様式により、<u>投信協会届出管理システム</u>による方法で事前に本会に届け出なければならない。</p> <p>ただし、新たに直接募集等の業務に従事させる者が日本証券業協会が定める協会の外務員の資格、登録等に関する規則(以下「日証協外務員規則」という。) <u>第3条の規定に基づき登録された外務員である場合</u>には、当該役職員の名簿(氏名、生年月日及び外務員の職務に従事することができることとなった日が記載されているものとする。)の添付をもって、当該届出事項の記載に代えることができるものとし、この場合においては、当該役職員が外務員の職務に従事することができることとなった後、速やかに届け出るものとする。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>2 前項の規定に基づき営業役職員の届出があった者について、退職等の理由により当該業務に従事しなくなった場合又は氏名に変更があった場合には、細則に定める様式により、投信協会届出管理システムによる方法で本会に届け出なければならない。</p> <p>ただし、当該業務に従事しなくなった者が、同時に日証協外務員規則第4条に掲げる外務員資格を取り消された場合には、当該事実を通知した書面の添付をもって、当該届出事項の記載に代えることができるものとする。</p> <p>3 正会員は、次に掲げる者を直接募集等の業務に従事させてはならない。</p> <p>イ 金商法第64条の6第1項の規定に基づき外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者</p> <p>ロ 金商法第64条の6第1項の規定に基づき外務員の職務の停止を命じられ、その職務の停止期間中である者</p> <p><u>ハ 外務員の登録等に関する規則第7条の規定に基づき外務員の職務の停止を命じられ、その職務の停止期間中である者</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、定款改正に係る主務官庁の認可の日(令和3年 月 日)から実施する。</p> | <p>2 前項の規定に基づき営業役職員の届出があった者について、退職等の理由により当該業務に従事しなくなった場合又は氏名に変更があった場合には、細則に定める様式により、投信協会届出管理システムによる方法で本会に届け出なければならない。</p> <p>ただし、当該業務に従事しなくなった者が、同時に日証協外務員規則第10条第1項第3号の規定に基づく外務員の職務を行わなくなった旨の届出が出されている者の場合には、当該役職員の名簿(氏名及び外務員の職務を行わなくなった日が記載されているものとする。)の添付をもって、当該届出事項の記載に代えることができるものとする。</p> <p>3 正会員は、次に掲げる者を直接募集等の業務に従事させてはならない。</p> <p>イ 金商法第64条の6第1項の規定に基づき外務員の登録を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者</p> <p>ロ 金商法第64条の6第1項の規定に基づき外務員の職務の停止を命じられ、その職務の停止期間中である者</p> <p>(新 設)</p> <p>(同 左)</p> |